

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です!

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により農林水産業の一部を除き、**一人でも労働者を使用する事業主に成立手続が義務づけられています!**

労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

保険料は何に使われているの？

お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災 保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

雇用 保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自らの教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定**と就職の促進を図るための給付等を行っています。また、**雇用調整助成金**など事業主等に対して**各種助成金の支給**も行っています。

成立手続はどこでできるの？

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続となっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)で労働保険の成立手続を行われますようお願いいたします。

労働保険料等の口座振替納付が可能です。

○労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。

○口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

○詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働保険料等の口座振替納付

検索

【問い合わせ先】

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 電話 029-224-6213